

※1 下線部は現行計画よりの変更箇所です。

## 計画の趣旨と概要

### 第1節 計画の趣旨

老人福祉法及び介護保険法に基づき策定された「北本市高齢者福祉計画 2012・第5期介護保険事業計画」(以下「現行計画」という)は、法令により3年ごとに見直すこととされています。

現行計画の最終年度が平成26年度となっているため、地域の実情の変化や各種制度の改正等を踏まえ、本市における高齢者施策の基本的な考え方や取組を総合的かつ体系的に示し、高齢者福祉並びに介護保険事業の目指すべき方向性を示すとともに、介護保険事業の安定的運営を目的として、新たに平成27年度を初年度とする「北本市高齢者福祉計画 2015・第6期介護保険事業計画」(以下「本計画」という)を策定するものです。

### 第2節 計画の概要

#### 1 計画の位置付け

##### (1) 法制度における位置付け

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づく計画であり、高齢者施策に関する基本的な目標を設定し、その実現に向かって取り組むべき施策全般を明らかにしたものです。

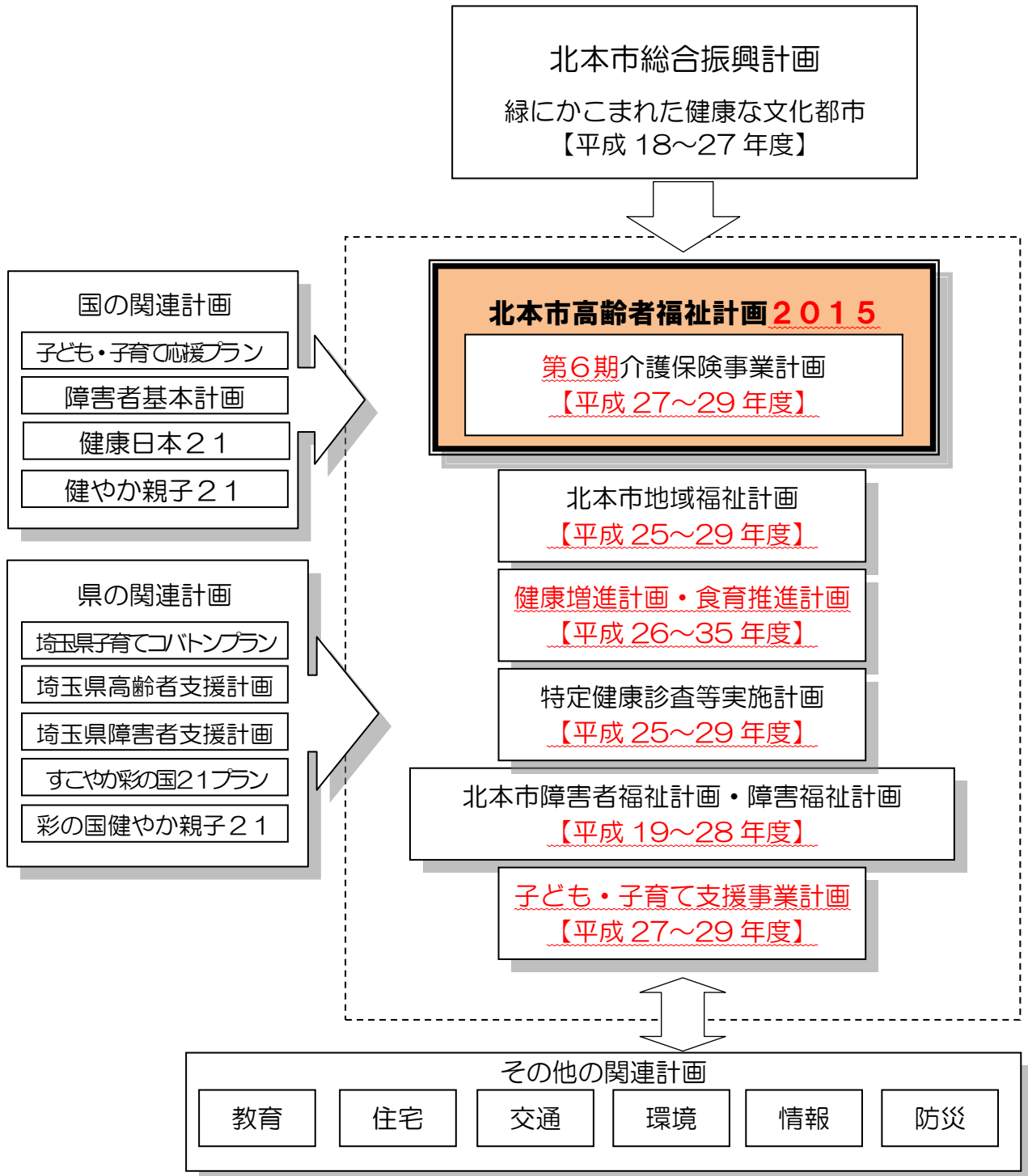
また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づく計画であり、要支援・要介護認定者数や介護保険サービス量、介護保険事業費の見込み等について明らかにしたものです。

本計画は、高齢者対策の総合的な計画として、引き続き健康づくりの項目を本計画の中に含め、「高齢者福祉計画」及び「介護保険事業計画」を一体的に策定しています。

##### (2) 本市の計画体系における位置付け

この計画は、本市のまちづくりの方向性を示した「緑にかこまれた健康な文化都市」を目指した「北本市総合振興計画」において、第2章「心かよう健やかなまち(保険・医療・福祉)」に位置付けられます。また、市の関連部署の諸計画、国や県の関連計画との整合性を図って策定・実施するものです。

■ 計画の位置付け



## 2 計画期間

平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間に計画期間として策定するもので  
す。

## 3 計画構成

「総論」「高齢者福祉計画」「介護保険事業計画」の 3 部構成とします。

### 第1部 総論

計画策定に係る趣旨や計画全体の目標等について示します。

### 第2部 高齢者福祉計画

第 1 部で示した目標を達成するため、どのような高齢者福祉施策を展開していくかを示します。

介護保険事業に関する施策についても、高齢者福祉計画のなかで方向性を明らかにします。

### 第3部 介護保険事業計画

今後の介護保険事業地域包括支援システムの運用について、介護保険事業計画のなかで方向性を明らかにします。

## 4 計画策定の経緯と体制

- (1) 策定委員会の設置
- (2) 策定幹事会の設置
- (3) アンケート調査の実施

## 5 計画推進の方策と体制等

- (1) 計画推進のために

### ア 推進体制

高齢者施策は、福祉、保健、医療、教育、まちづくり、防災など広範囲にわたっています。これらの施策を展開していくために、関係部局との連携強化を図ります。

### イ 計画の進行管理

計画を着実に進行するためには、進行管理体制を確立することが必要であり、次のように進行管理を行います。

○高齢者福祉事業は、庁内関係部局と連絡調整を図ります。

○本計画に掲げる取組については、定期的に進捗状況を把握しながら、進めます。

## ウ 市民参画に基づく計画の改定

本計画策定にあたっては、市民、事業者を含めた関係分野からなる策定委員会を組織し、多面的にご意見をいただきながら策定を進めます。

# 基本理念と基本目標（案）

## 第1節 基本理念

北本市総合振興計画（平成18年度から平成27年度）では、まちづくりの目標のひとつとして、「心かよう健やかなまち」を掲げ、市民一人ひとりが生き生きと健康で暮らせる、市民の主体的な参加と連携に支えられた地域社会の形成を目指しています。

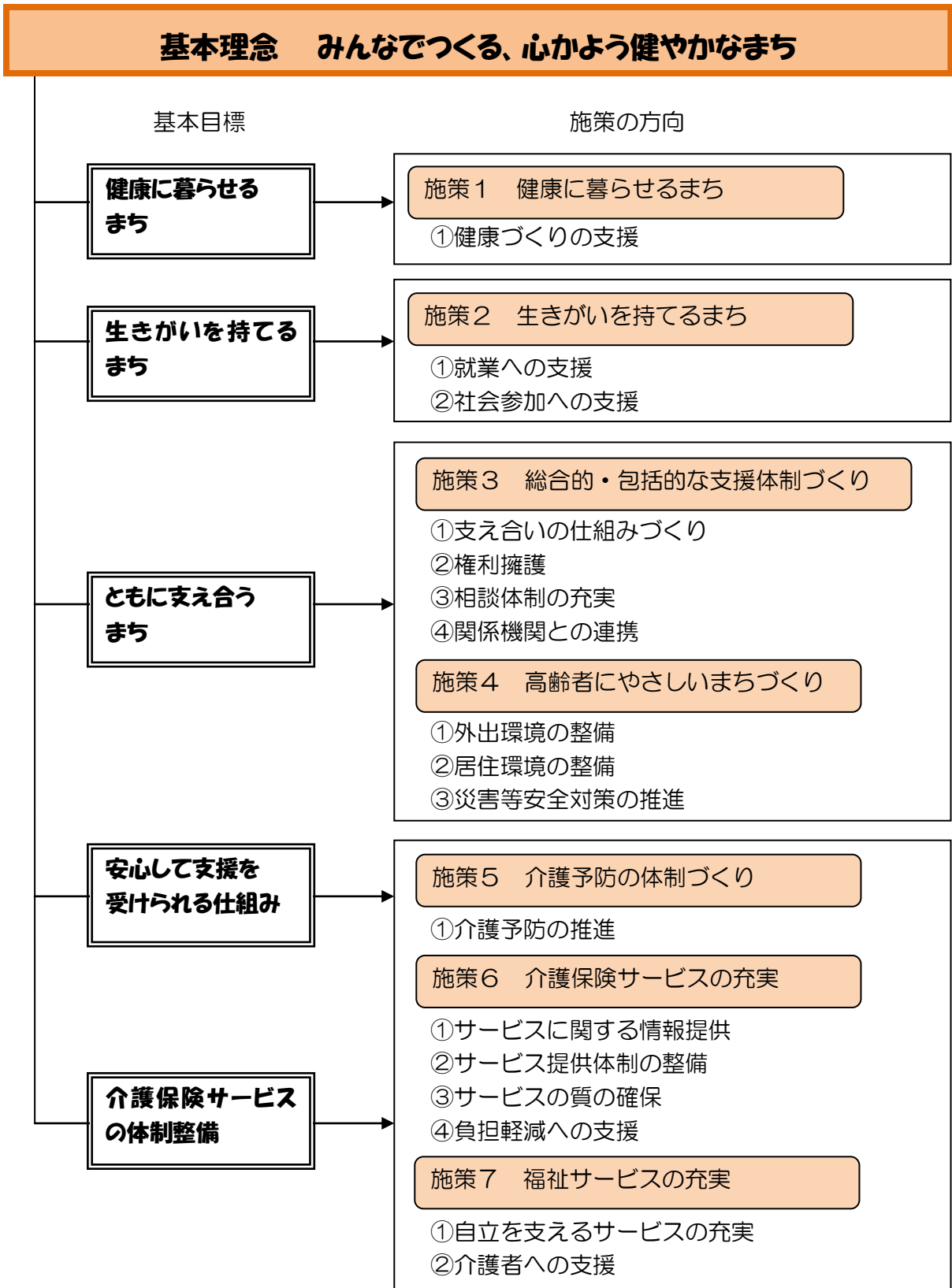
本計画においても、本市の上位計画における施策の方向性を継承し、全ての高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した豊かな生活を送り、また、心身の状態により何らかの支援が必要となっても、自分らしく生きがいをもって生活できる地域づくりを推進するために、市民と行政が共有すべき基本理念を次のとおり定めます。

**基本理念 みんなでつくる、心かよう健やかなまち**

## 第2節 基本目標

## 第3節 施策の体系

第2節 基本目標、第3節 施策の体系の詳細については、現在事務局案を検討中です。



## 【次期計画】（案）

